

〔和泉草三〕雪中月ノ夜

一月サヘ雪ノ光、一入面白折カラナレバ、座中燈モ如何、夫モ座中暗バ用ベシ、花ナド入ル事ハ以外之嫌也、月雪花トテ、三ツノ事ニ云習ワスル程ニ、花ヲ用バ、茶湯ノ本意ニタガフ所也、其上月雪ヨリモ見事ニハ、珠光モ及ヌ所也、口傳、

〔喫茶指掌編一〕或宮方ヘ武臣何某、折にふれては御伽に出し、御懇命も厚かりし、ある冬雪ふらば必可來、一服可被下の由仰に、難有と申上候に、其後雪降ければ、騎馬にて御殿へ參斯と申上しかば、御近習其趣を申上しに、能來たり、馬にて來しが、駕にて來しか尋よとの仰に、近習其旨を問、馬にて參上と答、故に亦其趣申上る、然ば先温にして且可待との仰に付、火鉢など出し、待せ置、稍且有て待合へ行べしとの案内に付て、御待合へ出しに、粟田山より待合御小座敷の庭まで、目前木木の梢迄も雪はなかりけり、こはいかにと思ふ間もなく御迎有ければ、御小座敷へ入ぬ、宮御出にて、遠方能約を不違來りし、聞ば馬にて來よし、淀塘より道すがら、雪の景喰面白かるべし、夫故に庭の雪を取らせしに、存の外手間入り、待久しかりつらんとの御意に驚恐入たり、

〔桃源遺事五〕一西山公、御風雅なる御事も、今の世には稀なるべきか、○中昔下總國小がね江戸よといふ所へ、狩に御出被成、數日狩暮させ給ひて、大瀬と云村家に御宿被成候、其夜宵より雪こぼつが如く降出けるに、西山公風と思召よりて、武州小石川の御屋舗へ人を遣され、世子綱條公へ被仰候は、今宵此地を御立有之、明朝御著有べし、其節は直に御數寄屋へ入せらるべきとの御事也、扱西山公夜半に大瀬村を御發駕被成、○中卯刻に小石川の御屋形に御著被成候へば、綱條公御待請、直に御數寄屋へ被爲入候、御路次入之節、綱條公へ、雪中ひだ笠のあいしらへ御傳授遊ばし候、